



たむら やすゆき
田村 泰之
議員

自動車事故の現状と高齢者の安全運転対策

問 県内、市内の自動車事故件数

答 市民生活部長 茨城県警察本部発行平成30年版「交通白書」によると、平成30年の県内交通事故発生件数は8682件で、平成13年から18年連続で減少し、全国で12番目。市の事故発生件数は250件で、県内10番目。

問 70歳以上の事故件数の推移

答 市民生活部長 県内では平成26年1361件、30年1280件。市内では26年37件、30年47件で、高齢者による事故発生件数は、県内は減少傾向にあるが、市内は若干増加。

問 免許返納者に関する事業と実績

答 市民生活部長 対象者に1万2000円相当額のデマンドタクシー回数券、市内タクシー利用券、バス利用乗車引換券の

いずれかを1人1回限り交付し、30年度の実績は257件と前年比65件の増。令和元年度4月から8月末までの5カ月間の実績は138件と、前年同月比144%増。

問 ブレーキアシスト補助金制度の創設

答 市民生活部長 県交通安全協会が9月1日から補助金制度を実施しており、ブレーキアシスト装置は、装着の普及により価格も3万円程度からと安価な製品も販売され、無理のない範囲で装着できると考え、補助金創設は考えていない。

県道及び市道整備

問 国道355号笠間バイパスにおける手越交差点の信号処理

答 都市建設部長 県が所管する国道355号は、芸術の森公園側から友部方面へ左折する場合、左折矢印の標示の後に、黄色、赤色となり、青信号に至るパターンとなっている。これは交差点内で車両が曲がる方向、友部方面に横断歩道がある場合に適用

される。また、本交差点における芸術の森公園側から南側の市道に進入する場合、路面標示が右折と左折のみとなっていたが、県は安全性の向上を図るため、県警本部及び地元警察と協議を進め、右折斜線内に直線の矢印を追加する改修を今月上旬に施工した。

問 一般県道富合稲田線の整備

答 都市建設部長 県では、現在までに稲田沢川に並行する2.1kmのうち、約340m区間を整備し、一部幅員が狭隘な60m区間に路肩の拡幅整備など安全対策を実施したが、その後は取得が困難な状況があり、進捗がおくれている。今年度は当初計画から27年が経過しているため、再測量と設計を実施し、事業を展開していく旨の説明を受けた。市は事業の促進を図るため、継続的に県と連携する。

問 石井地内市道（笠）3011号線の整備

答 都市建設部長 路面の傷みが激しいことから、今後、地元区長と相談しながら改良に取り組む。

遊休市有地の利活用

問 箇所数、面積、建築可能な土地等の状況

答 総務部長 貸付中の土地などを除き、202件あり、合計面積は51万8651㎡。建築可能な1000㎡以上の土地は11件、合計面積7万2829㎡。

問 売却単価の見直し

答 総務部長 売却単価はいずれも平成29年度に不動産鑑定士の鑑定評価をもとに売却価格を設定して3件公表しているが、2年が経過し、現在の売却単価を検証し、適正な価格への見直しを実施したい。

問 今後の取り組みや情報発信

答 総務部長 市有地の売却情報は、市のホームページに掲載しているが、今後は空き家・空き地バンクの画面上に、「遊休市有地の情報」をリンクできるように連携する。来年の1月には県内金融機関が編集・発行している茨城県内公有不動産情報に掲載できるよう進めている。



村上 寿之 議員
むら かも ひさし

市内中学校の部活動と部活動指導員

問 運動部・文化部の部活動加入率

答 教育長 加入率は96%で、運動部78%、文化部18%、未加入4%。

問 知識や経験豊富な人材を部活動指導員として確保するための取り組み

答 教育長 部活動の指導経験がある元教員、スポーツ少年団の関係者、体育協会やスポーツ推進員、県の運動部活動指導者登録バンクの登録者など、さまざまな情報を集めて人材確保に努めている。

適応指導教室の現状と今後

問 笠間・友部・岩間地区の各教室の利用状況

答 教育長 笠間・友部・岩間地区の適応指導教室に計24名の小中学生が通っている。利用している生徒は、非常に落ち着いた生活を送り、心のエネルギーを高める活動や学習に取り組むなど、それぞれが目標に向かって進んでいる。

問 適応指導教室の必要性をどのように考えているか。

答 教育長 適応指導教室の必要性は強く感じている。これからも適応指導教室が存続し、子どもたちにしっかりと対応していくこと、子どもたちの心のエネルギーが高まるように、また、自立心が伸びるよう学習の保障とともにしていかなければならないと考える。これからも支援をますます充実させる必要性があり、適応指導教室に通ってない不登校の子どもたちについても範囲を広げて十分対応できるように努めていきたい。



問 教室へ通う子どもたちの様子はどうか。

答 教育長 教室に通えている子どもたちは、自分の居場所、心の休まる場所、学習ができる場所、やりたいことのできる場所と考えて教室に通っている。

問 笠間・友部・岩間地区各教室の今後は。

答 教育長 3か所の適応指導教室は今後、児童発達支援センターの中に設置する。相談窓口を一元化し、児童生徒及び保護者に臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどの専門家から、より適切なアセスメント、切れ目のない支援を受けることができるようになる。集団による体験学習をふやし、自立心や社会性、協調性を育み、集団への適応力を高め、自立できる児童生徒に育てていきたい。

市内小中学生のがん教育

問 教育現場によるがん教育の取り組み

答 教育長 茨城県は平成27年12月に茨城県がん検診を推進

し、「がん」と向き合ったための県民参療条例」を制定し、がん教育の推進を図っている。市でもがん教育の重要性を認識し、県条例よりも早くから取り組んでいる。保健体育の授業に加え、養護教員による健康学習にがん教育を取り入れたり、医療教育モデル事業として中央病院と連携したりして、がん教育、がん予防教育を推進している。

問 教育委員会が捉えるがん教育の必要性と目的

答 教育長 がんは県民の死亡原因の第1位であり、今後ともがん教育にしっかりと取り組む。



県立中央病院 天貝賢二医師の友部中学校での講演



石松 俊雄 議員

入札の競争性を削ぐ失格基準は廃止を

問 8月7日に行われた旧市立病院の解体工事の入札は、入札8者のうち3者が失格基準価格を下回り失格になっている。2者が低入札価格調査対象となり、調査の後8月29日に落札者が決定しているが、低入札価格調査対象になった原因は。

答 総務部長 工事発注に際し標準的に必要とされる経費を計上して積算するが、参加業者の中には個別の事情で標準的な経費に比べて安価に施工できるものもある。本工事については調査の結果、自社所有の重機・運搬車両での施工が可能、産廃処分場への運搬距離が非常に近い、管理費等を抑えることにより、低価格で入札ができたということが明らかになった。

問 実施要綱によると「低入

札価格調査基準額は、直接工事費97%・共通仮設費90%・現場管理費90%・一般管理費55%で、これによる適当でないときは75~92%の範囲内で設定」「失格基準価格は、直接工事費75%・共通仮設費70%・現場管理費70%・一般管理費30%で、これによる適当でないときは67~90%の範囲内で設定」さらに「設定は、市長または笠間市事務決裁規程に規定される専決権者が行う」と書かれているが、今回の場合どのように誰が決めたのか。

答 総務部長 本市においては公表も事後公表もしていないので、お答えは控えさせていただきます。

問 今回入札参加8者のうち、入札額が失格基準価格よりも下だった3者が失格となり、実質5者での競争になっている。低入札価格調査基準があれば、それよりも下になった業者について、低価格で適正な工事ができるのかどうか調査されるので十分だと思うが、低入札価格調査基準のさらに下に失格基準をなぜ設けるのか。

答 総務部長 国の「入札契約等に関する指針」の中で、ダンピングの防止のための措置として失格基準を設定し活用することが明記されている。過当競争を防止し、工事の品質や業者の健全な経営環境の確保を図るために、一定価格未満を失格とする基準価格を設けている。

問 失格になった3者についても、ちゃんと調査したら大丈夫かも知れないではないか。結局失格基準を設けることによって競争性を削ぐことになる。そういう意味で失格基準を廃止している自治体もあるが市の認識は。

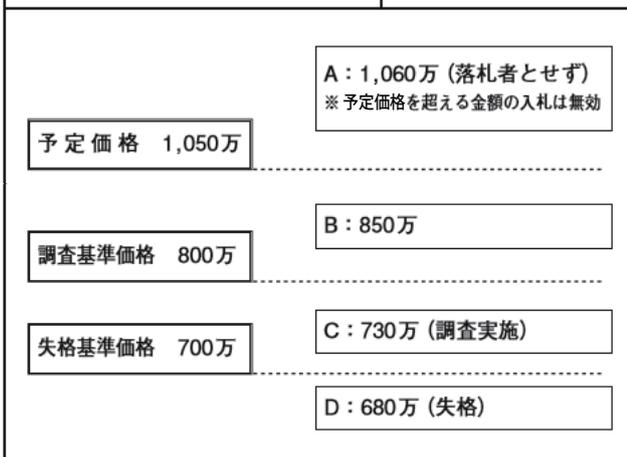
答 総務部長 失格基準を設けていない自治体があることは存じているが、最低制限価格と同じように、一定金額以下はダンピング等の考え方もあり、事業者育成のために失格基準を設けることは適当だと考えている。

問 競争性を削ぐようなことは排除をしていくべきだと思う。さらに4回目の質問になるが、国は「入

札監視委員会」を設置すべき」と言っている。選考委員会委員長はどのようにお考えか。

答 副市長 当市の入札契約事務においては選考委員会で慎重に議論を行い、発注方式や条件等に課題があるときは、弁護士から助言を受けて適切に執行している。今後も入札契約情報の積極的公開と中立・公正な立場で適正な条件設定を行い、発注していきたい。現在のところ「入札監視委員会」の設置は考えていない。

低入札価格調査制度 イメージ図





おおぎ ひさよし
大 関 久 義
議 員

手話言語条例に向けて

問 手話言語の位置づけは。

答 保健福祉部長 2006年12月に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約で、手話は意思疎通のための言語であると定義されるとともに、2011年に改正された障害者基本法でも言語に手話を含むと明確に規定された。2013年に施行された障害者総合支援法に基づき地域生活支援事業でもろう者とう者以外の者が日常生活や社会生活で相互に理解し合うための手段として手話言語を含む意思疎通に関する取り組みが位置づけられ、手話が言語であることが認識された。

問 手話言語条例が実施されている状況は。

答 保健福祉部長 水戸市、筑西市の2市で手話言語等に関する

条例が制定された。筑西市は、全ての市民の権利が守られ、地域で支え合い、ともに生きる社会を実現することを目的に、手話に対する理解・普及、手話による意思疎通や情報取得のための支援、手話の取得により、聴覚障害者を支援する人材養成といった施策に取り組んでいる。水戸市は、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進を目的とし、手話、文字表記、点字、音声等と障害特性に応じた多様な意思疎通手段に対する普及啓発や環境整備に取り組んでいる。

問 笠間市手話言語条例設置の考えは。

答 保健福祉部長 市は、法や制度、計画に基づきろう者等に



手話によるあいさつの例
(一社)手話秋田普及センターより引用

対するサービスの提供や催事等の性質を踏まえた主催者側での配慮等に取り組んでいる。昨年10月に施行された茨城県手話言語の普及の促進に関する条例の第5条において、市町村が努めるべき役割が示されている。今後とも県条例に基づきながら手話の普及等にかかわる施策に取り組むので、現時点では市条例の設置は考えていない。

問 ドライブレコーダー等運転支援の現状

問 市の公用車への設置状況

答 総務部長 平成22年度から順次、予算の範囲内で公用車へのドライブレコーダーの設置を行ってきた。現在、特殊用途自動車を除き、公用車230台のうち、72台に設置済み。

問 市の取り組み方は。

答 総務部長 ドライブレコーダーは職員の安全運転の意識運転マナーの向上、公用車の事故の未然防止及び事故の発生時の処理の迅速化に大変有効であり、今後、全ての公用車に設置ができるよう進める。

問 市民対象の購入費用の一部補助は。

答 市民生活部長 ドライブレコーダーで撮影された映像がニュースで流れるたびに、その認知度が高まっており、設置車両が年々増加傾向にある。今では新車には標準装備となっている車両も多く、そうでない場合でも新車購入時にはそれぞれの判断により大半の方が設置している。普及に伴い、年々安価となり、設置しやすい状況であることから補助金制度を導入する考えはない。

問 普及啓発への取り組みは。

答 市民生活部長 市では、交通安全啓発事業として、警察署や交通安全協会、交通安全母の会などと連携し、交通安全キャンペーンを年に4回、交通安全教室を年間60回以上開催している。ほかにも、相談や希望のある地域や団体などに出前講座等も実施しており、今後も継続して交通事故防止に努め、ドライブレコーダーやAT車踏み間違い防止装置の必要性の普及啓発を進める。



いちのえ 野中 英一 議員

新教科導入を中心に小学校教育の現状は

問 小学校英語教育の現状と課題は。

答 教育長 平成27年度より、英語教育強化推進事業、「ABC笠間プロジェクト」を推進してきた。主な事業内容は、市内小中学校へのAETの全校配置、英語検定試験の公費助成等で、来年度からの新学習指導要領の完全実施に向けて、笠間市では一昨年度から研究指定校を導入し、前倒しで取り組んできた。成果は、全国学力学習状況調査で県や国と比較し非常に高いポイントを上げ、英検3級相当取得生徒の割合も県や国より多い。課題は、小学校の英語専門でない先生に対する支援をどのように実践していくかである。

問 国語科教育、特に読解力に関わる読書指導は。

答 教育長 平成13年度から実施している県の推進事業「みんなに勧めたい1冊の本」に合わせ、朝の時間に子どもたちが好きな本を読んでいる。1年間で50冊の本を読んだ児童に県の教育長賞が出るので、どの学校でも全員達成を目指して取り組んでいる。読書感想文コンクールは、夏休みの取り組みとしてやっている。郷土教育の一環として、地域の方による読み聞かせ、民話を語る事業なども行っている。

問 来年度導入のプログラミング教育で、算数と理科の具体例は。

答 教育長 5年生の算数でスクラッチというプログラミングソフトを使うと、数を変えただけで画面上の正方形から円の描画を一瞬でできるので、非常に効率的な学習ができ、プログラミングの良さに気がつく。理科では、生徒によつては手順が混乱しがちな水溶液の性質の学習で、コンピュータを使わずにプ

ログラミングによってフローチャートを描いて学習する。

問 新教科導入後における学校生活の時間的・精神的余裕は。

答 教育長 給食や昼休みなどの生活の時間は確保できている。先生の勤務時間は、働き方改革により月当たり8.8時間減っている。

問 RPAを導入しての課題と展望・目標は。

答 総務部長 業務の効率化や正確性の向上などに効果があると思われるRPAの導入を進めている。内容としては、毎月定型的に実施している業務など、RPAに適した18業務について取り組む予定。RPAの課題はどのような業務で活用できるかが不明なこと、高額なコスト等である。本年度は費用対効果等の検討を行い、来年度以降の本格導入につなげていきたい。RPAの業務効率化ツールをさまざまな分野に取り入れることで、職員は職員に

しかできない業務に特化し、住民サービスの向上につなげていくことを目標とする。

問 各課におけるICT利用の進捗状況は。

答 総務部長 電子申請の利用や、財務会計システムで電子決裁による電子化を進めてきた。本年度から課長級以上の全職員にタブレットを配付し、各種会議をペーパーレス化を実現した。その結果、資料作成時間の短縮、印刷する紙代等のコストの削減に大きな効果が見られた。来年4月からは、事務文書の電子決裁によるさらなるペーパーレス化に取り組むため、現在準備を進めている。

問 ICT課の設置は。

答 総務部長 現在、総務課内で情報行政グループ6名の体制でICT等の情報政策と、行財政改革などに関する業務を一体的に取り組んでいる。全体的なスキルアップも図るなど、現在の体制で十分な対応ができていけると考えることから、ICT課の設置は考えていない。



う ち お け か つ ゆ き
内 桶 克 之
議 員

農地の集積と担い手対策

問 平成30年度までの農地中間管理事業による農地集積の現状

答 産業経済部長 27年度から30年度までで約1700名が所有する約705haの農地を191名の担い手に集積し、市内に24のモデル地区を設定し進めている。

問 今年度予定の農地中間管理事業のモデル箇所の面積及び担い手

答 産業経済部長 2つの推進地区のうち、土師地区では、農地面積は約39ha、担い手は5名を想定している。もう一つの大田町地区では、南友部地区と大田町地区を合わせた農地面積は約15ha、担い手として南友部農事組合法人に農地を集積していくことを想定して事業を進めている。

問 今後の稲作農家の新規就農者の育成

答 産業経済部長 新規就農者を育成するために、研修期間中の生活支援、就農初期の生活支援、農業機械の導入、農業施設整備などへの補助を行っている。農業改良普及センターや農業委員会、農業公社と連携し、栽培技術研修や補助制度の周知、農地の確保など、現行制度による支援を継続し、稲作の担い手となる新規就農者の確保、育成に努める。

空家・空地対策の現状と課題

問 条例に基づく助言・指導した件数

答 都市建設部長 平成25年から今年8月末までの管理不全な空家に関する情報提供は322件あり、118件が改善され、77件が解体された。残りの127件に対して、行政指導を行っている。

問 空家・空地バンク制度の実績

答 都市建設部長 今年8月までの実績は、空家の登録件数は貸し物件27件、売り物件82件、

貸し又は売り物件5件、合計で114件が登録され、成約件数は貸し物件31件、売り物件56件、合計87件、成約率76.3%。空地は、貸し物件1件、売り物件8件、計9件の登録があり、売り物件2件が成約した。

問 今後の空家・空地対策の取り組み

答 都市建設部長 空家の発生抑制、管理不全状態の空家の発生抑制と解消、空家等の市場流通・利活用の推進の3本の柱を中心に取り組む。新たな支援策として、バンク制度を活用する際に、家財道具等の処分費用を一部助成する制度を創設した。

消費者被害の実態と対策

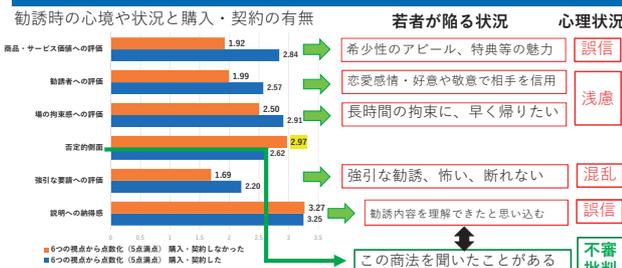
問 笠間市消費生活センターに寄せられた相談件数と内容

答 市民生活部長 29年度431件、30年度632件と昨年の相談件数は前年比の約1.5倍増。相談者の6割が60歳以上で、20歳未満の相談は29年度が6人、30年度が2人で、インターネットに関する不当請求の相談が多い。

問 成人年齢引き下げに伴う今後の消費者教育

答 市民生活部長 国や県は消費者ホットラインの周知や相談窓口の充実などの施策に取り組んできた。本市では週報やホームページにインターネットトラブルに関する注意喚起を促す記事を掲載し、被害防止の啓発に取り組んでおり、毎年成人式では悪質商法に関するリーフレットを配布している。今後、消費生活センターと連携し、高校生への出前講座を行い、注意喚起を図っていく。

勧誘を受けた経験ある全国18歳～29歳若者(SNSと若者)アンケートから被害に遭う心理的要因



2018.2月インターネット調査 回答11,238人 調査結果を内桶がグラフ化



いしだ やすお
石田 安夫
議員

笠間の菊まつり

問 本年度の事業内容は。

答 産業経済部長 「假屋崎省吾の世界展」などさまざまなイベントのほか、今年の新たな取り組みは、菊まつり期間限定の笠間稻荷神社の御朱印帳販売、一部店舗でのお土産用包装紙の使用、菊の装飾としては大町ポケットパークや常夜灯へ茨城大学工学部学生の新たなアイデアを生かした「昇る風」と題した装飾を行い、あわせて菊まつりの歴史をたどる写真をパネル化し、菊と融合した展示を行う。かさま歴史交流館井筒屋でも、菊の栽培所職員によるドイツ・ラール市の装飾を参考にした展示を行い、笠間稻荷門前通り周辺を中心に華やかな演出をする。

問 菊栽培所の現状

答 産業経済部長 佐白山南東

のふもとにある菊栽培所では、現在5名の一般職非常勤職員が勤務し、年間を通して笠間の菊まつりに欠かせない菊づくりを行っている。懸崖菊、立菊、クツシヨンナムなど、約1300鉢を育てている。菊まつりを多くの菊で彩るために栽培本数を増やしたいが、敷地の確保、作業員の不足などの課題がある。施設的环境整備や作業員の労働条件の充実を図り、鮮やかな菊を栽培する技術を継承できるように努める。

地元企業の人材確保

問 地元企業の人材確保に関する本年度の事業内容は。

答 産業経済部長 就職面接会を開催する。今回は従来からの高校や大学等の新卒予定者、卒業後3年以内の未就職者に加え、就職氷河期世代を含む一般求職者も参加対象にすることで、市内企業の多様な人材需要に心えていく。新規事業として業界研究会を開催する。高校生を主な参加対象として位置づけ、早期から高校生やその父兄、

進路指導教諭に市内企業の事業内容を知ってもらうことで人材確保の確実性を高めていく。また、インターシップ促進事業を実施しており、インターシップのための特設サイトを立ち上げていくほか、就業体験ツアーや事業説明会を開催する。この事業は昨年度より実施し、前年実績として、特設サイトでは大學生10名がサイト掲載企業の中で6社にインターシップを申し込み、体験ツアーでは市内高校1年生28名が市内企業3社を訪問し、実際に業務に触れる機会になった。これらの就業体験機会を提供することで、市内企業への就職先の選択につながるものと考えている。また、茨城大学工学部・大学院理工学研究科と市内製造業者とのマッチングを推進することを目的に、ものづくり企業見学会を開催する。

日本遺産登録に向けて

問 益子との日本遺産登録とどのような事業か。

答 産業経済部長 益子町から、日本遺産申請に当たり、県境を

挟んで隣接し、陶器の産地である本市とともに認定を目指したいと申し出があり、連携して認定に向けた取り組みに合意した。認定に当たった際の課題は、いかに文化財とのストーリー性を持たせ、より効果的に魅力をアピールするかにある。民間運営主導で事業を動かしていくためのワーキンググループの組織など、ボトムアップの仕組みを構築する必要があるのである。申請は年1回のため、令和2年1月の文化庁への申請に向け、益子町と申請するために協議を進めている。

文化財の保存活用

問 文化財の保存活用の推進を。教育次長

本年度は、国指定文化財である塙家住宅の屋根の修繕を実施する。平成28年度より、ふだんなかなか見ることのできない文化財を多くの方に見ていただき、文化財保護の重要性を理解してもらうことを目的に「かさま文化財公開」を開催しており、本年度は10月26日と27日に市内8カ所の公開を予定している。



こまつぎき ひとし
小松崎 均
議員

台湾交流事務所の検証

問 1年目の検証結果は。

答 産業経済部長 市の認知度を向上を図るため、現地職員が台湾政府や自治体、旅行関係者に直接訪問し連絡調整を行い、信頼関係を築き上げ、新たなつながりを持つことができた。1周年記念での訪台の際には「東京オリンピック・台湾ゴルフ選手事前キャンプ基本合意書」の締結や行政間の交流も行われるなど、台湾との交流人口の拡大につながっている。

問 事務所への指導体制は、万全か。

答 産業経済部長 市職員1名と現地採用職員1名の2名で業務に当たり、東豪旅行社のサポートを受けながら、円滑に業務を進めている。現地職員との連絡調整は観光課が主に行って

いるが、案件により関係部署と調整を図りながら対応している。

問 事務所運営の今後のあり方

答 産業経済部長 他自治体や関連団体からの調整依頼など業務量も増加して人員不足の状況にある。日本語堪能な当該業務に適した人材の新たな確保に取り組む。台湾交流事務所と連携を希望する県内他自治体と広域連携により、体制強化を図る。

問 受け入れ体制の状況

答 産業経済部長 台湾交流事務所を介して来市される方のニーズに合わせて、観光課や関係課の職員が訪問コースを設定し、受け入れ関係者と事前に調整を行うことでスムーズな受け入れ体制の構築に努めている。市内の店舗では、多言語の看板の設置、キャッシュレス決済の導入を進めている。

問 受け入れ体制の今後の取り組み

答 産業経済部長 台湾の方が求めるものや場所を把握し、各ニーズに合った体験メニュー、スポットの案内ができるよう、モデルコースの創出や環境整備

としてフリーWi-Fiの設置、おもてなし講座等を実施し、来訪者の満足度向上につなげる。

地産地消の検証と促進

問 これまでの取り組みの検証

答 産業経済部長 一般消費者で構成した笠間グルメイトを組織し、地産地消店などの情報を広報紙に掲載した。笠間アグリビジネスネットワーク協議会は、農産物直売イベントや旬農産物加工講習会等を開催している。市内スーパーなど量販店7店舗で直売コーナーを設置、農協など直売所11店舗が地元生産者の農産物の直売中。「かさまの粹」認証制度では42品が認証され、普及販売の拡大に努めている。

問 今後の考え方

答 産業経済部長 地元産の野菜を市内直売所、量販店などで販売することは、生産者の顔が見え、信頼と安心につながり、市内飲食店などへの販路拡大にもなる。学校給食でも地元農産物の納入に関わっていくほか、地元産の農産物についての食育

事業を継続する。地産地消の取り入れが未実施の量販店などにも積極的な地元野菜の取り扱いの協力を促す。

学校給食に地場産品のさらなる活用を

問 地場産品の活用状況

答 教育次長 笠間市産農畜産物の活用を最優先し、笠間市産がそろわない場合は茨城県産も使用している。地場産物の納入会議を地区ごとに開催し、生産者と学校関係者の活発な意見交換会を行っている。

問 地場産品の活用率は。

答 教育次長 昨年度の県内一斉の活用状況調査では、市産農産物を34%、県産農産物を含めると86%の活用率で県内第3位だった。

問 今後の考え方

答 教育次長 生産者を学校に招いての招待給食や、地域の特色ある食文化、伝統的な食文化を深めることも行っており、生産者が生産意欲を高めたり、互いに顔が見える状況をつくることでさらなる地産地消に努める。



いし い さかえ
石 井 栄
議 員

就学援助制度を充実させどの子にも学びの環境を

問 要保護・準要保護児童生徒の所得基準、人数、世帯数は。

答 教育次長 令和元年7月末現在、要保護16世帯21名、準要保護345世帯477名。所得基準は小中学生各一人、借家住まい、一人親3人家庭では227万円、準要保護世帯は1.3倍の295万円。夫婦40歳4人家庭では267万円で、準要保護世帯は1.3倍の347万円。

問 国の要保護児童生徒就学援助費は、新入学児童生徒学用品費等が小中学生で各1万円増額され各々5万6000円、5万7400円になり、卒業アルバム代が新設され小中各1万8900円、87900円となった。どの子にも学びの環境を保障するために、来年度入学予定の要保護・準要保護新入学

児童生徒学用品費の引き上げと卒業アルバム代の新規支給の方針は。

答 教育次長 要保護児童生徒援助費は生活保護の教育扶助として支給。準要保護児童生徒就学援助費は、国基準を参考に市独自の支給基準で支給。修学旅行費は中学校では国基準6万3000円に対し6万7259円、7万7424円。宿泊の校外活動は、中学校で国基準6150円に対し1万3315円、4万347円の間で支給。新入学児童生徒学用品費の引き上げ卒業アルバム代等の新設は、現状を踏まえて総合的に判断する。



ランドセルを背負って元気いっぱい！

住宅リフォーム助成の拡充による地場産業の振興

問 住宅リフォーム助成制度での費用総額等、今年度実績は。

答 産業経済部長 5月27日から7月23日に予算額の600万円に到達し募集は終了。申し込み件数75件、工事費用総額は税抜きで9663万円。

問 工事受注額は昨年度4966万円。今年は同じ予算額で実績が昨年度比2倍に向上。市内商工業者の事業振興と税収増につながると思われるがどうか。

答 産業経済部長 事業振興につながる、結果的に市の税収が増える施策であり、経済効果はあったと考える。

問 今後の需要見込みはどうか。

答 産業経済部長 増税前の駆け込み需要を考慮に入れても昨年度工事受注額の約2倍以上となり、市民からの需要は高い。今後継続した需要が見込まれるものと考えられる。

問 野村総研は住宅リフォーム需要は継続し2030年は5.9兆円、6.9兆円との見込み(2018年度版)を示し市の見通しを裏付けている。今後、大工の人数減が予想され、その対応のためにも、制度の拡充、市補助増額が必要と考えるが見解は。

答 産業経済部長 制度の継続は助成実績を踏まえて判断する

ため、単年度予算増額等の拡充は考えていない。事業者の受注数の制限、補助対象工事の拡充などは、必要に応じ、毎年度見直しの検討を実施する。



笠間保健センターの活用を

問 多額の費用をかけ活用可能な施設を解体するのは市財産の損失。解体費用は改修費に充て、乳幼児、成人の健診、相談、地域の福祉に活用できるよう市民は希望している。「地域福祉センターかさま」として、友部・岩間地区と同様に再活用することが市民福祉の施策ではないか。

答 保健福祉部長 笠間市社会福祉協議会笠間支所が、石井地区の建物を拠点として地域福祉活動を進める。ボランティア活動や各種健診も、市内各施設で継続実施する。笠間保健センターは解体の方向で進んでおり再活用の考えはない。



にしやま たけし
西 山 猛
議 員

学校評議員の職責

問 学校評議員の職務とは。

答 教育長 学校教育法施行規則第49条に定められているとおり、保護者、地域住民、有識者及び教育に関する理解や識見を有する者の中から教育委員会が委嘱した上で学校ごとに設置される。職務は、校長の求めに応じ、学校の教育目標及び計画、教育活動、学校と地域社会との連携など、学校運営について意見を述べることができる。

問 学校と評議員の相互関係はどうかあるべきか。

答 教育長 学校評議員は5人で、校長は評議員の意見を学校運営に反映させて学校改善に生かす。学校評議員制度は学校運営に対して共通な認識を持ち、率直に意見交換をすることで地域住民からの声を聞くことも

に、その理解と協力を得て、よりよい学校づくりを展開していくことが期待される。

問 学校運営協議会の制度とは。

答 教育長 学校運営協議会はコミュニティスクールというもので、平成16年から施行され、本市では今年度より岩間地区の小中学校で取り入れている。

問 学校評議員制度が形骸化しているのではないかと以前にも指摘している。一方、岩間地区で開始した前述の学校運営協議会制度を他地区において早急に進めて頂きたいがどうか。

答 教育長 地域とともにある学校づくりを学校運営協議会のもとに進め、地域の思いや願いを学校教育に生かした子どもたちのための教育を、市内全学校で進めていく。

学校給食の歴史

問 給食制度の始まりとは。

答 教育次長 日本で最初の学校給食は、明治22年、貧困児童救済のため、山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で始まった。全国的には昭和7年に貧困児童救済

のため、国が補助する形で学校給食制度が発足した。

問 その後の経緯は。

答 教育次長 昭和22年から全国的に全児童を対象に学校給食が始まった。当時の給食は米軍物資や国連のユニセフから脱脂粉乳や小麦粉が援助された。旧岩間町では昭和22年に始まったが、最初は週3回の脱脂粉乳の提供だけだった。昭和29年に文部省により学校給食法が施行され、昭和31年には中学校でも学校給食が始まった。笠間市の完全給食の始まりは昭和38年から岩間地区と友部地区で実施され、笠間地区では昭和45年に学校給食センターが開設されてから完全給食が実施されている。

問 現在の制度はどのようになっているか。

答 教育次長 現在も完全給食を実施し、笠間学校給食センターでは市内全域の米飯と笠間地区の主菜、副菜を、岩間学校給食センターでは岩間地区の主菜、副菜を調理している。友部地区は7校全てが自校方式で主菜、副菜を調理している。

問 給食費制度や社会情勢の変化に伴う給食の実情

答 教育次長 学校給食法の第11条により、給食費は食材料費として保護者が負担し、給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費や、委託料、光熱水費等々運営に要する経費については市の負担。

問 今後、学校給食制度の運営方法の適宜性を考えた場合、その選択肢はあるか。

答 教育次長 現在の給食費で、より品質のよい栄養価のある地産地消を含めた給食の提供をしている。今後も安心安全なおいしい給食を継続して提供できることが一番だと考える。基本物資の調達には県内一斉に学校給食会を通して提供されており、ほかの選択肢はない。ほかの一般物資は見積もり合わせの中で選ぶ。

問 コスト削減のため、学校給食会を経由しない流通システムは可能か。

答 おいしい給食推進室長 価格を下げて、なおかつ安全性や全体的な面で今と同様の納入が可能であれば、直の取引の選択肢は残る。



さかもと なおこ
坂本奈央子
議員

学校教育サポートの現状

問 新規配置の部活動指導員の現状

答 教育長 笠間中、友部第二中、みなみ学園義務教育学校、岩間中に1名ずつ、笠間中、友部中、岩間中3校を兼務する1名、合計5名を配置。活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度とし校長が定める。

問 特別支援教育指導専門員の活用状況

答 教育長 特別支援学級担任の指導力向上を図るため1名を雇用。本年度の1学期は、小学校26学級、中学校10学級全ての学校を訪問した。

学校の働き方改革

問 教員の勤務時間の現状

答 教育長 全学校で毎日の出

退勤時間、休日出勤をパソコン入力し、集計したデータを教育委員会に報告している。超過勤務の残業代は、時間数に対して払われるのではなく、「教職調整額」として給与の4%が一律支払われ、これは国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で定められている。

問 過労死ラインを超える教員の割合

答 教育長 4月から7月までに月80時間以上勤務した教員の割合は小学校12.5%、中学校58.0%。

問 学校の働き方改革の現状

答 教育長 行事の削減や会議の効率化、学期末の事務処理時間の確保などを実施したり、働き方改革担当が位置づけられている学校では、働き方改革の職員研修を推進したり、職員にアンケートを取るなどして意識改革に取り組んでいる。校長が教職員に面談をして意見を聞き取りながら、学校の働き方改革プランの策定を進めており、本年度中に策定予定。

問 今後の進め方

答 教育長 笠間市働き方改革

推進委員会で作成するプランに沿って進めていく。教育委員会が主体となってプランの実行・進捗確認を行い、推進委員会でも検証と改善点の話し合いを持ち、実効性のあるものにしていく。各学校においても、校長のリーダーシップのもと働き方改革担当の教員が中心となって進めていく。

問 スクールサポートスタッフの配置

答 教育長 県から配置されたスクールサポートスタッフが中学校に1名勤務。授業の準備や宿題等の確認、学校行事等の準備の補助、統計情報のデータ入力等を行い、教員の業務改善につながっている。

ソーシャルサポート強化事業

問 児童発達支援センター設置の経緯



答 保健福祉部長 平成30年度から3か年を計画期間とする第1期障害児福祉計画に児童発達支援センターの設置を位置づけ、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じて切れ目なく支援が提供できる体制構築のため、地域の中核的な支援機関となるよう、今年度から本格的に設置準備を開始した。

問 センターの支援内容、人員の配置

答 保健福祉部長 保健師や保育士、心理士、社会福祉士といった人材の配置を想定。常勤で常利用者からの相談等に応じられる体制を整えたい。成長や発達の疑問・不安を抱える方とその保護者等を対象に、相談・育成の観点から相互的な支援を展開する。相談支援窓口のワンストップ化を図り、専門職による個別相談や指導者のスキルアップ研修等を予定。育成に関する支援としては、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等、保護者を対象とした子どもとのかかわり方の習得など、よりきめ細かな支援を予定。



たむら きちこ
田村 幸子
議員

ユニバーサルデザインのまちづくり

問 市が目指すユニバーサルデザインのまちづくりとは。

答 市長公室長 年齢や障害の有無、性別などに関係なく誰もが活躍できる環境を構築し、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指す。ソフト・ハード両面からの実現が重要。市職員と市民を対象に講演会や、検定・研修会を実施する一方、本庁舎の改修工事や道の駅建設時、誰もが利用しやすい施設を目指す。

問 市民対象のユニバーサルマナー研修参加人数と参加者の声

答 市長公室長 20代から60代の29名が参加。自分とは違う誰かの視点に立って行動する大切さを学び、『早速実践したい』『車椅子ユーザーの気持ちや不自由さを体験・理解することができ受講をしてよかった。』という

声が多数あった。

問 研修の継続は。

答 市長公室長 今年度は定員30名を上回る申し込みがあった。市民の関心度が高く継続したい。

問 3級取得者の今後の活躍の場と2級取得への考え

答 市長公室長 3級取得者には、新栗まつりのおもてなしブースで、支援が必要な方への対応をしていただく。2級取得については各自で挑戦して欲しい。

問 障害者や外国人観光客などが安心して利用できる場所をネット検索できるシステムの構築

答 市長公室長 研修の委託先(株)ミライロではお店や施設の特徴など、設備バリアフリー情報を検索・閲覧できる地図アプリを開発・運営しているので、このサービスを広めていく。

問 オリ・パラの共生社会ホストタウン登録の可否

答 市長公室長 市にはパラリンピック種目に対応できる競技施設や宿泊施設がなく、相手国からの要望も交流計画もないことから、登録の予定はない。

笠間焼の海外展開

問 いつから、どのように展開されたか。

答 産業経済部長 これまでの販路開拓を踏まえ、平成26年4月にタイ王室のディスナタ・ディスクル殿下が笠間市を訪れて産地交流の打診があり、27年4月に陶芸に関する覚書を締結し、交流が始まった。

問 タイへの技術指導や留学生の活躍は。

答 産業経済部長 4年間で、笠間焼作家を延べ7名タイへ派遣。2週間程度の短期研修生を22名受入。30年度には1名の研修生が1年間笠間陶芸大学校で技術を学び、タイ政府創設のデザインエクセレンスアワードで優秀デザイン賞を受賞した。

問 ニューヨークでのギャラリー展示(約一カ月)の反響

答 産業経済部長 県事業として実施された展覧会に、松井康成氏の作品(8点)及び現代陶芸家3名の作品(60点)が展示された。オープニングには150人超が来場し、多くの方々に関心を持っていただいた。

問 出展された陶芸家の販路開拓への影響

答 産業経済部長 作品購入の依頼が数点あり予想以上の注目を集めた。作家が海外展開へと目を向けるきっかけとなった。

問 ロンドンでの笠間焼の販売状況、売れ筋、客からの要望

答 産業経済部長 昨年当初に県との連携事業で、販売店舗が現地の生活習慣やニーズに合う約300点を選定し、現在までに270点が販売。茶器が注目を得た。「マグカップの取っ手部分を外国人用に大きく」、「紅茶用の大きめのティーカップを」等の要望があった。

問 今後の活動や販路拡大計画

答 産業経済部長 関連機関や各種団体と連携し、新たな事業展開を実施したい。

答 市長 陶芸家の積極的な自己意欲がないと進まない。芸術品が生活の器が、国によって輸入手続の基準も異なる。対象はどの国にするのか、代理店はどいうするか、輸出先で高価格でも売れる作品など課題は多い。作家や意欲のあるグループ、組合と協力して海外での実績を少しずつでも上げられるよう来年度も国の事業導入も含めて対策を進めている。



はやしだ みよこ
林田 美代子
議員

放課後児童クラブの拡充

問 放課後児童クラブの目的

答 保健福祉部長 保護者が労働党により昼間家庭にいない児童に対して、授業終了後、学校等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら健全な育成を図ること。

問 運営形態別の数と定員

答 保健福祉部長 公設11、民設6あり、定員は公設1018人、民設246人、合計1264人。

問 公設児童クラブの面積の根拠

答 保健福祉部長 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、児童1人につき1・65㎡以上と定めている。

問 公設児童クラブの待機児童数

答 保健福祉部長 友部小12

人、宍戸小9人、友部第二小10人、北川根小6人の4児童クラブで計37人。

問 公設児童クラブの待機児童を解消する計画

答 保健福祉部長 第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画で、来年度以降の量の見込みと定員や体制を検討する。

問 公設児童クラブの待機児童を解消することは可能か。

答 保健福祉部長 9月1日現在、公民合わせた児童クラブの定員数1264人に対し利用者は1202人で、児童の受け入れは可能だが、公設児童クラブの待機児童は友部地区に集中している。民間児童クラブと連携を図りながら待機児童の解消に努める。

問 対象児童の拡大

答 保健福祉部長 平成27年度の児童福祉法改正により対象児童が小学校6年生まで拡大された。定員数により低学年を優先しているため、高学年を受け入れてない児童クラブもある。その場合は民設児童クラブを紹介している。

問 公設児童クラブの定員増

答 保健福祉部長 公設の児童クラブの定員は、今後の児童数を踏まえ、民間児童クラブと連携を図りながら検討する。

問 民間児童クラブへの公的補助の実態

答 保健福祉部長 民間児童クラブも国の補助事業の対象で、利用定員に応じた基本額のほかに、学校への送迎支援、長時間の開所等を行うとさらに補助金が加算され、国が定める基準額を上限に、国、県、市が3分の1ずつ負担。

問 民間の児童クラブへの公的補助の増額

答 保健福祉部長 公的補助は国の基準額が定期的に改正され、今年度も基準額と加算額の引き上げが改正された。市は、国の改正に基づき公平に交付している。



平和行政

問 非核平和都市宣言のまちの垂れ幕または笠間焼、笠間産石材を使ったモニュメント設置

答 総務部長 非核平和都市宣言のまちの垂れ幕、モニュメントの新たな設置は考えていない。

問 小中学校の教科書も含め地域の戦跡と結びつけた平和教育の取り組み

答 教育次長 郷土を学ぶ笠間志学の学習でも筑波海軍航空隊記念館を取り上げ、平和に関する学習を行っている。

問 広島・長崎の平和式典への小中学生の平和大使派遣

答 教育次長 広島、長崎への平和大使の派遣は考えていない。

問 自衛隊員募集に関する市の協力内容

答 総務部長 自衛隊募集に伴う募集対象者の情報提供については、毎年度、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の閲覧申請に応じることで自衛隊に対する募集対象者情報の提供を行っている。申請があれば、法令に基づき紙媒体での提供も実施する予定。



こやま ますこ
議員
益子 康子

自立した生活を送るための高齢者支援

問 高齢者福祉の変遷の歴史

答 保健福祉部長 老人福祉法が制定される前は生活保護法に基づく養老施設への収容・保護が中心だったが、高齢者の増加、高齢者の就労機会の減少など環境が変化し、1963年老人福祉法が制定された。1970年代半ばまでは施設の整備に重点が置かれていたが、以降は在宅福祉施策の充実が図られた。1990年代、高齢化の急速な進展とともに、認知症高齢者が増加する一方、核家族化による家族の介護機能低下から、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして1997年に介護保険法が制定され、2000年4月から施行された。その後、要介護者への介護給付と分けて要支

援者への給付を予防給付として創設、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業への取り組み、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの推進、在宅医療、介護連携の推進などの地域支援事業の充実を図っている。

問 自立した生活を送る高齢者とは。

答 保健福祉部長 65歳以上の高齢者から要介護認定者や総合事業対象者を除いた方と捉える。その数は、令和元年7月末現在で1万9229人で、65歳以上高齢者に対する割合は81.8%。

問 高齢者が住みなれた地域で生活ができるよう健康寿命の延伸と平均寿命との差を縮めるための具体的対策

答 保健福祉部長 地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門職が中心となり、高齢者の相談や各事業にチームで対応することを主な業務とする。健康寿命を延ばすためには、幼少期からの健康づくりと生活習慣病予防と重症化予防、フレイ

ル対策と介護予防が重要と捉えている。その取り組みとして、各種健康診査や健康教室、介護予防把握事業やスクエアステップ、シルバーリハビリ体操、サロン活動を支援している。また新しい取り組みとして、男性のための運動教室、音楽療法や作業療法を取り入れた教室、カラオケ機器を使用するなどの生活機能維持教室がある。



シルバーリハビリ体操で健康維持

小中学校における避難訓練

問 避難訓練の回数と具体的内容

答 教育長 各学校で年3回から5回実施。地震と火災は一緒に合わせて行うことが多い。地震が発生したらまず頭を守り、余震が収まったら、教室や理科室等で火災が起きたという想定

のもと、校庭のあらかじめ決めておいた避難場所に逃げる訓練が一般的。その際、消防署の職員に避難の様子を見ていただき、終わった後、指導を受ける。発災後、待機する子どもたちを迎えに来た保護者に引き渡す訓練をする学校や、小中合同の避難訓練もふえた。不審者の対応は、不審者を教職員がさすまたで押さえる訓練を含んだ避難訓練を実施している。下校途中に不審者に遭遇したときは、協力をいただいているガソリンスタンドやコンビニの「かけこみ110番・119番」に逃げ込む訓練、地元消防団による体験学習を含んだ訓練など、各種の実地体験を通して子どもたちに対策を学ばせている。

問 救命救急講習

答 教育長 小学校では5年生の保健の分野だけが防止という内容で救命救急を学習している。その中で、心肺蘇生、AEDについても取り上げられており、笠間消防署の職員を講師に迎え、AEDの使い方も体験する。また、全中学校で救命救急講習を実施している。



志貴 たくみ 安見 議員

小中学校適正配置

問 現時点で適正規模・適正配置の検討を行う考えの有無

答 教育長 10年前の平成22年に策定した笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、27年に笠間小、笠間中の統廃合、29年に南小、南中の義務教育学校への移行を実施した。小規模校で経過観察校とされた大原小、岩間第一小、稲田中も、今後5年間は急激な減少は見込まれない状況にある。みなみ学園義務教育学校の状況等を見ると、1学年1学級でも、20名程度確保すれば教育活動の質の維持が可能である。まずは今後の少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討し、現時点で適正規模・適正配置の検討は考えていない。

問 計画策定時の学校規模の状況と現状との比較・分析

答 教育長 計画策定時の児童生徒数の推計は令和元年に約25%の減と予想していたが、現状は19%の減で予想よりも緩やかだが、今後も児童生徒の減少は避けられない。

問 少子化が進行する中、新たな統廃合等が見込まれる状況が発生しているか。

答 教育長 笠間小、笠間中、みなみ学園義務教育学校をもつて小中学校の統廃合は一区切りが完了した。新たな統廃合は現在のところ考えていない。



問 今後のビジョンは。

答 教育長 学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みであり、学校が持つ多様な機能を生かし、保護者や地域住民の思いや願いを組み込んで地域とともにある学校づくりを進めていくことが重要であると考えている。今後、人口減少が避けられない中で、小規模化の

メリットを最大限に生かし、魅力ある学校環境を実現していく。

小中学校における食育

問 教育委員会の考える食育とは。

答 教育次長 農水省は平成17年に食育基本法を、18年に食育推進基本計画を制定し、子どもたちが食の正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう学校でも食育に積極的に取り組むことになった。市は、29年度策定の笠間市教育振興基本計画において、心身の健康のためにみずからの食について考え、判断できる力を身につけるための食育を推進し、朝食欠食の解消を重点に、学校、家庭、地域等と連携して、食に関する指導を進めている。

問 給食の場における米離れの影響と認識

答 教育次長 米飯給食の実施率は全国平均で19年度週3回、28年度3.4回、30年度は3.5回と漸増。市では、給食センター建設前は週に2.9回だったが、センター建設後の25年度以降は

3.5回で、0.6回の増加。栄養教諭によれば、食の細かい子もいるが、米飯だから食べないことはなく、米離れの認識はない。

問 おいしい給食推進室設置の目的と役割

答 教育次長 学校給食業務を一元化することで効果的な運営を図るため設置した。3地区の給食施設を一括管理し、一元的な食材購入により地産地消の拡大を推進し、地元食材を多く使うことで旬な野菜を使っておいしさを味わえる安心・安全な給食の提供を進めていく。

